

第7回 相続のキホン



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

Q1 相続はいつから始まるのですか。また、相続できる人は法律で決まっていますか。

A1 相続は、ある人(被相続人といいます)の死亡によって発生し、相続人が、その死亡の事実を知らなくても開始します。

相続が開始したときから、被相続人の財産に属した一切の権利義務は、相続人が承継します。プラスの財産だけでなく、マイナスの財産(負債や義務)も含まれます。例えば、被相続人が、友人の債務について連帯保証していたような場合、その連帯保証債務も相続の対象となります。

ただし、被相続人の一身に専属するものは相続されません。例えば、画家が絵を描く注文を受けていた場合には、「絵を描く」という義務はその人しか履行することができないので、一身専属的義務として、相続によっても承継されません。

民法は、相続人とその相続順位を次のとおり定めています。まず、配偶者は常に相続人となります。配偶者に加えて、①被相続人の子またはその代襲者、①に当たる者がいなければ、次に②直系尊属(多くの場合被相続人の父母)、②に当たる者がいなければ、最後に③兄弟姉妹またはその代襲者です。

Q2 代襲相続とは何ですか。

A2 例えば、上記の被相続人の子や兄弟姉妹が先に死亡していた場合に、子の子や兄弟姉妹の子が相続することを代襲相続といいます。代襲相続は、死亡のほか、相続欠格や廃除により相続人となるべき人が相続権を失った場合にも適用されます。

Q3 相続分は法律で決まっていますか。

A3 民法は、相続人間の公平の観点から、相続人が数人あるときの相続割合を定めています。

(1) 子と配偶者が相続人であるときは、子の相続分と配偶者の相続分は各2分の1。子が複数いるときは2分の1を人数で等分します(ただし、非嫡出子(父と母との間に婚姻関係がない子ども)の相続分は嫡出子の相続分の2分の1です)。

(2) 配偶者と直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相

続分は3分の2、直系尊属の相続分は3分の1です。

(3) 配偶者と兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3、兄弟姉妹の相続分は4分の1です。なお、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹(半血の兄弟姉妹)の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹(全血の兄弟姉妹)の2分の1とされています。ただし、相続人間の協議(遺産分割協議)でこの割合を変更することができます。

Q4 相続放棄するにはどうすればよいですか。

A4 相続したくない場合には自ら手続を取らなければなりません。その代表的なものが相続放棄です。相続放棄とは、相続人が自らの意思で相続しないことを選択することであり、その旨を家庭裁判所に申述します。相続の申述は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから原則として3か月以内に行う必要があります(この期間を熟慮期間といい、請求により家庭裁判所が伸長することは可能です)。プラス財産よりマイナス財産の方が多いときのほか、例えば生前に財産を十分にもらっていた場合や、他の相続人に財産を相続させるためなど、理由は何でも構いません。相続放棄の申述が受理されると、初めから相続人でなかったことになり、相続放棄をした人の子どもが代襲相続す

Q5 遺産分割協議とは何ですか。

A5 相続が発生すると、原則として相続財産は相続人の共有状態となります。共有状態にある相続財産をどのように分割するかを話し合うことを遺産分割協議といいます。

例えば、不動産を相続人の一人だけが取得する場合などは、登記申請書に遺産分割協議書を添付しなければなりません。

協議を進めることが難しいときは、家庭裁判所の調停や審判を利用することとなります。調停は裁判所で行う話し合いであり、この話し合いがととのわないうちに、審判に移行し、審判では審判官(裁判官)がさまざまな事情を考慮して判断を下します。相続人間の感情が対立している場合など、なかなか合意ができず、遺産分割調停が長期化することもあります。